平成２８年（フ）第８４８１号
東京都葛飾区堀切１丁目27―11　葛飾荘Ａ―403
債務者　田口　雅子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４８３号
東京都台東区千束４―23―４　ホテルみかさ406、住民票上の住所北海道北見市上ところ239―１
債務者　前田麻菜美
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４８５号
東京都練馬区旭町１丁目16―２
債務者　高橋　栄司
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４８８号
東京都北区中十条３丁目34―１―203
債務者　金谷　主真
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４９４号
東京都江戸川区春江町５丁目９―１―106
債務者　志村　嘉宏
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４９５号
東京都大田区矢口１丁目３―７
債務者　上岡　圭子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４９６号
東京都足立区綾瀬５丁目７―12―106
債務者　日高　泰三
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４９８号
東京都中央区八丁堀４丁目４―４―601
債務者　谷口　伸一
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４９９号
東京都足立区関原３丁目８―17
債務者　浜野　良明
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５０４号
東京都世田谷区野沢３丁目22―３―203
債務者　崎原　智子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５０８号
東京都中野区東中野２丁目34―19―２Ａ
債務者　工藤　慶一
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５１９号
神奈川県横浜市神奈川区子安通３丁目309―１―506
債務者　江泉　裕安
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５２１号
東京都八王子市松木51―10―112
債務者　野口　祐介
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５２３号
東京都目黒区下目黒２丁目16―２―302
債務者　小窪　文人
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５２４号
東京都江戸川区江戸川５丁目10―50
債務者　神長　健人
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５２９号
東京都板橋区中台２丁目10―５―305
債務者　工藤　修次
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部